

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発) (06-6208-7837)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	再開発会社の合併、分割、事業の譲渡、譲受の認可
概要	再開発会社が、合併若しくは分割又は施行する市街地再開発事業の全部若しくは一部の譲渡及び譲受をするときは、市長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市再開発法 第50条の12第1項
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 1 規準及び事業計画の変更を伴わないこと。(法第50条の12第2項において読み替えて準用する第50条の7) 2 申請者が法第2条の2第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する株式会社であること。(法第50条の12第2項において準用する第50条の7第1号) 3 申請手続が法令に違反していないこと。(法第50条の12第2項において準用する第50条の7第2号) ・認可申請書の添付書類が添付されていない場合、法令に違反します。(都市再開発法施行規則第16条の3第3項) 4 事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分であること。(法第50条の12第2項において読み替えて準用する第50条の7第5号)
標準処理期間	事実認定が難事であるため定めない。
経由日数	なし
提出先	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
提出時期	随時
提出方法	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局市街地整備部住環境整備課(市街地再開発)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000655875.html
備考	